

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第七十四号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項事務の欄3中「第十八条」を「第五十条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。